様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人光寿会河野内科

①　□財団　　■社団（□出資持分なし　■出資持分あり）

②　□社会医療法人　　□特定医療法人

□出資額限度法人　■その他

③　□基金制度採用　　■基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　愛媛県松山市千舟町二丁目７番地１

(3) 設立認可年月日　平成13年４月10日

(4) 設立登記年月日　平成13年４月19日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	河野内科	3810112395	愛媛県松山千舟町二丁目７番地１	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年４月21日　　令和６年度決算の決定

令和８年２月26日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人光寿会河野内科

所在地　愛媛県松山市千舟町二丁目７番地１

※医療法人整理番号			661

財　産　目　録

（令和８年２月28日現在）

1. 資　産　額　18,689千円
2. 負　債　額　865千円
3. 純　資　産　額　17,824千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		12,661
B 固定資産		6,028
C 資産合計	(A＋B)	18,689
D 負債合計		865
E 純資産	(C－D)	17,824

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地（□法人所有　■賃借　□部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物（□法人所有　■賃借　□部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人光寿会河野内科

所在地　愛媛県松山市千舟町二丁目７番地１

※医療法人整理番号			661

貸　借　対　照　表

（令和８年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	12,661	Ⅰ 流動負債	865
Ⅱ 固定資産	6,028	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	3,643	負債合計	865
2 無形固定資産	1,070	純資産の部	
3 その他の資産	1,315	科　目	金　額
		Ⅰ 出資金	5,000
		Ⅱ 評価・換算差額等	12,824
		純資産合計	17,824
資産合計	18,689	負債・純資産合計	18,689

様式４－２

法人名　医療法人光寿会河野内科
所在地　愛媛県松山市千舟町二丁目７番地１

※医療法人整理番号　667

損　益　計　算　書

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	46,570
2　事業費用	55,891
本来業務事業損失	▲9,321
事業損失	▲9,321
Ⅱ　事業外収益	449
Ⅲ　事業外費用	538
経常損失	▲9,410
Ⅳ　特別利益	
Ⅴ　特別損失	
税引前当期損失	▲9,410
法人税等	12
当期損失	▲9,422

様式５

法人名　　医療法人 光寿会河野内科
所在地　　愛媛県松山市千舟町二丁目７番地１

医療法人番号		6	6	1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人光寿会河野内科
理事長　河野　邦彦　　殿

私は、医療法人光寿会河野内科の令和７会計年度（令和７年３月１日から令和８年２月 28 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年４月 20 日

医療法人光寿会河野内科

監事　　河野　真子